

富山県企業局経営戦略検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 富山県企業局が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画（以下「経営戦略」という。）の策定に当たり、目標や投資・財政計画、今後の取組みに関して意見を聴くため、富山県企業局経営戦略検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の事項について協議及び検討を行うものとする。

- (1) 経営戦略の策定に関すること。
- (2) 経営戦略の推進に関すること。
- (3) 検討委員会の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は委員5名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験者、経済関係、財務関係等のうちから知事が委嘱する。

(委員長)

第5条 検討委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを選出する。

- 2 委員長は検討委員会を進行する。
- 3 委員長が出席できないときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、知事が招集する。

- 2 知事が必要と認めた場合は、検討委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、富山県企業局経営管理課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年9月10日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日をもって効力を失う。